

平成27年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年4月2日(木) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真、
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 報告第 4号 農業委員会委員選挙人名簿の確定について
 - (2) 報告第 5号 農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の2分の1の数について
 - (3) 議案第18号 選挙人名簿に登録することについて(選挙時)
 - (4) 議案第19号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
 - (5) 報告第 6号 登録の移し替えをした者について(選挙時)
 - (6) 報告第 7号 選挙権を有する者の50分の1の数について(選挙時)
 - (7) 報告第 8号 選挙権を有する者の3分の1の数について(選挙時)
 - (8) 議案第19号 ポスター掲示場を設置する場所の変更について
(県議選)
 - (9) 議案第20号 投票管理者及びその職務代理者の選任について
(県議選)
 - (10) 議案第21号 投票立会人の選任について(県議選)
 - (11) 議案第22号 期日前投票管理者の職務代理者の選任について
(県議選)
 - (12) 議案第23号 期日前投票立会人の選任について(県議選)
 - (13) 議案第24号 委員長専決事件の指定について(県議選)

午前9時00分開会

木村書記長 それでは、定刻前ですけれども、皆さんお揃いでございますので、只今から平成27年第3回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。はじめに、委員長の方からご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 皆さん、おはようございます。今回、前任の腰丸さんが異動になりまして、木村さんが書記長という新体制でスタートしております。

今時期は、旅立ちの季節でございます、小、中、高、大学、そして社会人として、夢と希望を持って旅立つ季節であります。また、農家にとっては、これから目が回るほどの繁忙期を迎えます。

県議選が、いよいよ明日告示となります。今回の標語は「選びます 秋田の未来 担う人」ということで、投票率が上がってくれることを祈っている訳ですが、現在の状況は、全県で14選挙区あるうち5選挙区で無競争の公算が大きいようです。当地区は、定数4人に対して6人が立候補の予定ということで、確実に選挙戦に突入するであろうと思われまます。また、全県的に見ますと、43人の定数に対して、56人の立候補が予定されておるということでございます。

事務局も色々と忙しくなると思いますが、間違いの無いように、慎重を期して対処していただきたいと思ひます。

(引き続き、各委員が自己紹介)

近藤委員長

それでは、会議の方、進行させていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは、案件でございます。

報告第4号「農業委員会委員選挙人名簿の確定について」。事務局の方から説明をお願いします。

清水書記

はい。報告第4号「農業委員会委員選挙人名簿の確定について」。

農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定に基づき、平成27年1月1日現在による申請のあった者を登録した三種町農業委員会委員選挙人名簿が、同法同条第5項の規定により、平成27年3月31日に確定した。

内容について説明致します。

農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定は、毎年1月1日現在により選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならないと定めております。

この選挙人名簿につきましては、2月20日開催の委員会におきまして、選挙人名簿とその縦覧場所について、決定をいただきましたことから、2月23日から15日間縦覧を行ったところでございます。

結果、縦覧の申請は無く、修正等ございませんでした。

よって、2月20日付けで調製した選挙人名簿に関しましては、同法第10条第5項の規定において、「選挙人名簿は3月31日をもって確定する」と定められておりますので、確定した旨を報告致します。

なお、登録人数につきましては、2頁の報告第4号別紙の方をご覧願います。

左の方から、2月20日に調製した選挙人名簿の登録人数は、第1選挙区（琴丘地区）が1,261人、第2選挙区（山本地区）が2,497人、第3選挙区（八竜地区）が1,537人、合計では5,295人でした。

縦覧に伴う修正等がございませんでしたので、同数での確定となっております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。

（各委員、資料を確認）

近藤委員長 皆さん、何かございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご意見等特に無いようですが、報告第4号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、報告第4号は、原案どおり承認と致します。

近藤委員長 次に、報告第5号「農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の2分の1の数について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第5号「農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の2分の1の数について」。

農業委員会等に関する法律第14条第5項の規定により、平成27年3月31日に確定した三種町農業委員会委員選挙人名簿登録者の2分の1の数は、次のとおりである。

第1選挙区（琴丘地区） 631

第2選挙区（山本地区） 1,249

第3選挙区（八竜地区） 769

内容について説明致します。

農業委員会委員選挙人名簿の各選挙区における2分の1の数につきましては、下の方でございます、農業委員会委員の解任請求に必要な同意の数であります。

選挙で選ばれた農業委員の解任請求を行なおうとする場合は、有権者が、自分の属する選挙区の名簿登録者の2分の1の同意を得て、その選挙区に属する委員の解任のみ請求できることとなっております。

報告第4号で説明致しました3月31日確定の名簿登録者数が、第1選挙区1,261人、第2選挙区2,497人、第3選挙区1,537人でありますことから、2分の1の数をご覧のとおり定め、3月31日付けで告示を行っております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご異議等ございませんか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しの声がありましたが、報告第5号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、原案どおり承認と致します。

近藤委員長 次に、議案第17号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第17号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」。
公職選挙法第22条第2項の規定により、別紙の者を平成27年4月2日付けで選挙人名簿に登録する。

内容について、説明致します。

先回の3月2日開催の委員会でもご説明致しましたが、この度の第18回統一地方選挙につきましては、昨年11月に公布された「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の中で日程等が定まっております、選挙執行のための選挙人名簿の登録、いわゆる選挙時登録を、本日4月2日を基準日として行うことになっております。

議案の内容でございます。

まず、1の成人登録でございますが、登録対象は、3月定時登録後、選挙期日の平成27年4月12日までの間に満20歳に達する者で、生年月日が平成7年3月3日から平成7年4月13日までの者でございます。成人登録の人数は、男1人、女8人、計9人とな

っております。

次に、2の転入登録でございます。本日基準日の転入登録につきましては、3月定時登録後の新たな3カ月経過でございます。転入届出日が平成26年12月2日から平成27年1月2日までの者となります。

転入登録の人数は、男8人、女11人、計19人。

よって、本日の登録者総数は、男9人、女19人、合計28人となっております。

成人登録と転入登録の対象者につきまして、別冊の名簿の方をご覧ください。

1頁目が成人登録の対象者でございます。

繰り返しになりますが、成人登録につきましては、3月定時登録後、選挙期日の4月12日までに満20歳を迎える者ということで、名簿の「生年月日」の欄が、平成7年3月3日から平成7年4月13日までとなります。成人登録は、ご覧の9名でございます。

次に、2頁の方をお願い致します。

転入登録につきましては、3月定時登録後に、転入3カ月経過となった者で、名簿の「住民となった届出日」の欄が、平成26年12月2日から平成27年1月2日までとなります。転入登録は、ご覧の19名でございます。

説明は、以上でございます。名簿の確認と併せてご審議の程お願い致します。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の方もご確認いただき、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言願います。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 皆さん、名簿等を確認されて、ご質問等ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第17号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第18号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第18号「選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成27年4月2日付けで選挙人名簿から抹消する。

内容について、説明致します。

本日の登録抹消は、3月定時登録後に死亡した者と三種町から転出して新たに4カ月を経過した者の選挙人名簿からの抹消でございます。

まず、1の死亡抹消者につきましては、3月定時登録の基準日の翌日、平成27年3月2日から本日までに死亡の届出があった者で、人数は、男15人、女19人、計34人でございます。

次に、2の転出抹消者でございます。本日基準日の登録抹消につきましては、3月定時登録後の新たな転出4カ月経過でございます。転出届出日が、平成26年11月2日から平成26年12月1日まで者となります。転出抹消の人数は、男6人、女18人、計24人となっております。

よって、今回の抹消者総数は、男21人、女37人、合計58人でございます。

登録抹消につきましても、別冊の名簿の方をご覧いただきたいと思っております。

まず、3頁が死亡抹消者の一覧となります。

先程ご説明しましたとおり、死亡抹消につきましては、3月定時登録後、本日までの死亡でございますので、「死亡年月日」の欄が、平成27年3月2日から平成27年4月2日まででございます。

次に、4頁をお願い致します。

転出抹消につきましては、転出して新たに4カ月経過ということで、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄、これは転出日でございますが、平成26年11月2日から平成26年12月1日までの者となります。

なお、9番につきましては、昨年の4月の転出を今年3月17日に届出したため、本日の抹消となったものでございます。

転出抹消につきましては、ご覧の32名でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長

はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長

皆さん、ご質問等何かございませんか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第18号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第18号は、原案どおり決定と致します。

近藤委員長 次に、報告第6号「登録の移し替えをした者について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 報告第6号「登録の移し替えをした者について（選挙時）」。

平成27年4月2日付けの選挙時登録に係る登録の移し替えをした者は、別紙のとおりである。

平成27年3月2日から平成27年3月23日までの町内転居により投票区の移し替えをした者

男 4人 女 7人 合計 11人

内容について、説明致します。

選挙人名簿に登録されている者が、町内転居によって投票区が変更となった場合は、投票の便宜を図るため、投票区の移し替えを行うことになっております。

この度の秋田県議会議員一般選挙に伴いまして、3月23日に選挙人名簿及び入場券の作成を行っておりますが、その日付で3月定時登録後の移し替えを行ったものでございます。

対象者につきましては、名簿の5頁に記載しております。

選挙の際は、選挙人名簿等を作成した時点から選挙が終わるまでの期間につきましては、選挙事務の便宜上、登録の移し替えを行わない取扱いとなっておりますので、よろしくお願い致します。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。それでは、名簿も含めましてご確認いただき、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 皆さん、ご確認いただいて何かございませんでしょうか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第6号については、原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 続きまして、報告第7号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 報告第7号「選挙権を有する者の50分の1の数について（選挙時）」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、316である。

内容について、説明致します。

この50分の1の数につきましては、下に記載の三種町条例の改廃請求及び事務等の執行に係る監査請求に必要な署名数でございます。選挙人名簿登録者数の50分の1に当たる316となっております。

算定の基礎になります、今回の選挙人名簿登録者数につきまして、お手元の「選挙人名簿登録者数増減表」という表の資料をご覧ください。

表の左から、3月定時登録の名簿登録者数が合計で15,810人。これに対し、本日の抹消者数が死亡と転出を合わせて58人、登録者数が新有権者と転入を合わせて28人。登録と抹消を増減した今回の名簿登録者総数は15,780人。3月定時登録時から30人の減となっております。

報告第7号の50分の1の数につきましては、この15,780人の50分の1で316となっております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明に対しまして、ご質問等ございましたら、お願い致します。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、報告第7号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、報告第7号は、原案どおり承認致します。

近藤委員長 次に、報告第8号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第8号「選挙権を有する者の3分の1の数について(選挙時)」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,260である。

この3分の1の数につきましては、下にございます議会の解散請求、議員、町長、教育委員の解職請求に必要な署名数でございます。選挙人名簿登録者数が15,780人でございますので、その3分

の1に当たる5, 260が必要署名数となります。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願い致します。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、報告第8号は原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 続きまして、議案第19号「ポスター掲示場の設置場所の変更について」。説明をお願いします。

清水書記 議案第19号「ポスター掲示場の設置場所の変更について（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所の一部を次のとおり変更する。

内容について、説明致します。

ポスター掲示場を設置する場所につきましては、3月2日開催の委員会における決定に基づきまして、158箇所に設置の準備を進めておりましたところ、そのうち2箇所について、土地所有者の意向により設置できなくなりましたことから、設置場所の変更についてお諮りするものでございます。

変更箇所の1つは、森岳岩瀬の佐々木商店隣公園前から森岳字小狭間の嶋田歯科医院隣の空き地へ、2つ目は、森岳字槻田の唐土芳秀様宅前から槻田地区ごみ集積所隣への変更でございます。

関連資料としまして、移設場所の写真の入った資料をお配りしておりますので、ご確認をお願い致します。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、移設した場所の確認もしていただきながら、ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

近藤委員長 森岳は、向かいに移った形でしょうか。

清水書記 はい、そうです。

近藤委員長 槻田は、森岳側に移ったのですね。

清水書記 はい。これまでの場所が花壇の前でございましたが、このあと花壇の整備を行うことになりました関係で、移設することにしております。

近藤委員長 議案第21号「投票立会人の選任について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第21号「投票立会人の選任について（県議選）」。
平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

投票立会人につきましては、各投票区2名ずつ、ご覧の42名を選任したいとしております。

投票立会人につきましては、公職選挙法の規定上、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の立会人を選任するとなっておりますが、本町では各投票所2名ずつの選任としております。

また、人選につきましては、昨年の衆議院議員総選挙の際に選任した方を基本としまして、本人の承諾を得て行っております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見、ご質問等ありましたら、お願い致します。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 ご異議等ございませんか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。ご異議等無いとのことですので、議案第21号については、原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第22号「期日前投票管理者の職務代理者の選任について」。説明の方をお願いします。

清水書記 はい。議案第22号「期日前投票管理者の職務代理者の選任について（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

内容について、説明致します。

3月2日開催の委員会におきまして、期日前投票管理者3名の選任について決定いただいておりますが、その職務代理者につきましては、ご覧の3名を選任したいとしております。

期日前投票管理者及びその職務代理者につきましては、公職選挙法上「選挙権のある者の中から」選任となっております。人選につきましては、選挙事務の便宜上、町職員の中からの選任としております。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 議案第22号について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第22号については、原案どおり決定と致します。

近藤委員長 議案第23号「期日前投票立会人の選任について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第23号「期日前投票立会人の選任について(県議選)」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

18頁、19頁の別紙をご覧ください。

期日前投票におきましても、期間中、毎日2人ずつ投票立会人を置く必要がありますことから、各投票所について、ご覧のとおり選任したいとしております。

なお、期日前の立会人につきましては、公募の登録制にしておりますので、登録者の意向などを調整しながら、各投票所に2人ずつ配置しております。

また、20頁の方に、各立会人の従事日を分かりやすく表にしておりますので、そちらの方もご確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 それでは、別紙の方もご確認いただきながら、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願い致します。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 皆さん、いかがでしょうか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第23号は、原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第24号「委員長専決事件の指定について」。説明をお願いします。

清水書記 議案第24号「委員長専決事件の指定について(県議選)」。

三種町選挙管理委員会規程第11条第1項の規定に基づき、次の

事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事件

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理人、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理人並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

内容について説明致します。

投票管理者等が、正当な、かつ、やむを得ない理由により、その職を辞退した場合は、選挙管理委員会が直ちに他の者を選任する必要がございますが、その選任につきましては、急を要することから、委員長の専決事項にさせていただくものであります。

なお、投票立会人、期日前投票立会人が投票日当日になって欠けた場合につきましては、投票管理者が補充選任することになりますので、これを除くものとしております。

以上で説明を終わります。

近藤委員長 はい。議案第24号について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

近藤委員長 これについて、皆さん何かございますでしょうか。
（「特にありません。」の声あり。）

近藤委員長 それでは議案第24号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議等無いようですので、議案第24号を原案どおり決定させていただきます。

近藤委員長 以上で議案審議の方は終わりました。
その他としまして、事務局の方からお願いします。

清水書記 それでは、私の方から、今後の日程と選挙管理委員の報酬改定、農業委員会選挙制度改革の動向の3つについて説明をさせていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

近藤委員長 委員の皆さんから何かございませんか。
（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 特に無ければ、これで今日の委員会は閉会したいと思います。
お疲れさまでした。

午前10時02分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____